

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年6月29日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック夢工場長浜店 長浜市八幡中山町681番地
- 2 提出された意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 「長浜市中高層等建築物に関する指導要綱」の適用を受けるため、建築計画の届出を行ってください。
  - (2) 都市計画法に基づく適合性について、市と協議してください。（60条証明）
  - (3) 長浜市景観条例に規定する届出が必要な行為に該当するため、建築確認申請の30日前までに届出を行ってください。
  - (4) 屋外広告物を設置する際は、滋賀県屋外広告物条例（平成24年4月1日以降は長浜市屋外広告物条例）による許可申請が必要な場合があるため、市へ相談してください。
  - (5) 滋商振第45号別添図-2店舗周辺図の出入口5（新規）付近に案内表示をするとありますが、案内表示は、道路上を占有せずに、民地内で掲示するようにしてください。
  - (6) 混雑時には、同別添図-3-2（建物配置図）の、出入口1を利用しようとする車両で交差点付近が混雑することが予想できるため、店舗敷地から出入りする車両が、通行の妨げにならないように、交通誘導員を配置するなどして、交通の安全性と円滑性を確保してください。  
また、交差点付近の混雑緩和のため、できる限り車両は、出入口3から出入りするよう車両を誘導してください。
  - (7) 同別添図-3-2（建物配置図）の、駐輪場1に駐輪される自転車が道路の通行を妨げることがないように必要な措置を講じてください。
  - (8) 事故防止の観点から、出入口は集約されることが望ましいため、同別添図-3-2（建物配置図）の、新設の出入口2は、その他の出入口に機能集約するように検討してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
  - (2) 縦覧期間 平成24年6月29日から平成24年7月30日まで